平成26年12月12日

各 位

会　社　名　株式会社京王ズホールディングス
代 表 者 名　代表取締役社長　湯瀬　昭宏
（コード：3731　東証マザーズ）
問い合せ先　人 事 法 務 部　法 務 広 報 課
（ TEL ： 022-722-0333）

平成27年３月期第４四半期報告書の提出遅延および当社株式の監理銘柄（確認中）の指定見込みならびに社内調査委員会設置に関するお知らせ

当社は、平成27年３月期第４四半期報告書について、金融商品取引法第24条の４の７第１項に定める提出期限（平成26年12月15日）までに提出できない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ、関係者各位にご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

１．平成27年３月期第４四半期報告書の提出遅延の理由

当社は、平成27年３月期第４四半期にかかる四半期報告書を平成26年12月15日に提出する予定でした。

しかしながら、平成26年７月29日付で当社の役員を交代するなど当社の体制を刷新したあと、外部機関による調査を受けた結果、平成26年12月２日に平成23年10月期決算から平成27年３月期第３四半期決算までの各会計期間（以下「対象期間」といいます。）の会計処理に関する疑義（以下「本件疑義」といいます。）を指摘されました。

なお、本件疑義の主な内容は、次のとおりでございます。

【外部機関から指摘されている本件疑義の主な内容】

① 前社長が他の役員のうちの一部の役員に係る報酬の大部分について借受けていたことによる、当該役員の報酬に係る会計処理の妥当性

② 前社長の報酬のうち、実質的に前社長が収受した報酬以外の金員に係る帰趨の調査および会計処理の妥当性

③ 当社が費用として計上しているもののうち、当社の創業者である元社長および過去の不正に関与した旧役員らに関連して、正当な出金手続を偽装して不適切な出金をなしたとみられる金員に係る会計処理の妥当性

④ 当社の創業者である元社長および同人の個人会社らに対する過去の資金流出（詳細は当社の平成24年１月24日付け「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」をご参照ください。）に起因して締結した貸付契約における元社長および同人の個人会社らに対する貸付金に関する回収可能性の評価の妥当性

⑤ 前社長において、当社が有する、元社長および過去の不正に関与した元役員らに対する債権を行使しない意思を有していた可能性があることに基づく、当該債権に係る会計処理の妥当性

そのため、当社は、常勤役員および社外役員ならびに外部有識者を交えて協議を重ねた末、１か月という短期間で早期の事実解明を果たすため、専門的および客観的な立場にあり、かつ当社の背景事情等に精通している者が適任であると判断し、社外監査役３名を中心とした社内調査委員会を直ちに設立して、本件疑義およびこれに関連する取引等について、事実関係や背景事情等の調査分析を行う必要があるとの結論に至りました。

また、当社の会計監査人である監査法人アリアからも、本件疑義について適切な調査を求められました。

以上の経緯により、当社は、平成 26 年 12 月 12 日付け開催の臨時取締役会により、社内調査委員会を設置することを決議いたしました。

そして、社内調査委員会の調査結果を受領したあと、平成 23 年 10 月期決算、平成 24 年 10 月期決算、平成 25 年 10 月期決算ならびに平成 27 年３月期第１四半期決算、第２四半期決算および第３四半期決算への影響の有無を含めて確認し、適正な会計処理の検討を行ったうえで、平成 27 年第４四半期決算手続および開示資料の作成を行うことが適切かつ妥当であると判断したため、平成 27 年３月期第４四半期報告書の提出期限（平成 26 年 12 月 15 日）を遵守することができないことになりました。

なお、社内調査委員会の人選については、選定および打診中であるため、その内容が確定し次第、適時開示にてお知らせいたします。

２．監理銘柄（確認中）指定見込みについて

東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 605 条第１項第 13 号ａにより、金融商品取引法に定める期間内に四半期報告書が提出できない旨を開示した場合には、監理銘柄（確認中）に指定することとされております。

よって、当社株式は、東京証券取引所により、投資家の皆様に注意を喚起するため、本日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

なお、平成 27 年１月 15 日までに平成 27 年３月期第４四半期報告書を提出できない場合には、上場廃止が決定されます。

３．平成 27 年３月期第４四半期決算短信の発表の延期について

当四半期報告書の提出遅延の理由と同様の理由により、平成 27 年３月期第４四半期決算短信の発表を平成 26 年 12 月 15 日に実施することができません。

４．今後の対応について

当社は、上場維持のための提出期限である平成 27 年１月 15 日までに平成 27 年３月期第４四半期報告書を提出し、同日までに平成 27 年３月期第４四半期決算短信の発表

も併せて行うよう努めてまいります。

なお、当社は、四半期報告書の提出期限の延長承認申請書を提出することを検討するため、東北財務局に対し延長承認申請書の記載方法等について照会いたしましたが、現時点において申請内容の確定ができない状況にあることから、提出期限の延長承認を得ることが困難であると判断し、平成 27 年３月期第４四半期報告書にかかる提出期限の延長の申請を断念いたしました。

今後は、一日も早く監理銘柄（確認中）の指定の解除を受けられるよう全力を尽くしてまいるとともに、信頼回復に誠心誠意努めてまいりますので、引き続き、ご理解とご支援を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

以上